第74期
定時株主総会
招集ご通知

開催日時

平成28年６月28日（火曜日）　午前10時

開催場所

当社本社講堂
（新潟市中央区八千代一丁目４番34号）



決議事項

第１号議案：剰余金の処分の件
第２号議案：定款一部変更の件
第３号議案：取締役２名選任の件
第４号議案：監査役２名選任の件

証券コード：1799

人に夢、街にぬくもり
第一建設工業株式会社

第74期定時株主総会招集ご通知 …… 2

《株主総会参考書類》

第１号議案　剰余金の処分の件 …… 3
第２号議案　定款一部変更の件 …… 4
第３号議案　取締役２名選任の件 …… 5
第４号議案　監査役２名選任の件 …… 6

《添付書類》

事業報告

１．会社の現況に関する事項 …… 7
２．会社の株式に関する事項 …… 12
３．会社役員に関する事項 …… 13
４．会計監査人の状況 …… 15
５．業務の適正を確保するための体制及び
当該体制の運用状況 …… 16

計算書類

貸借対照表 …… 20
損益計算書 …… 21
株主資本等変動計算書 …… 22
個別注記表 …… 23

監査報告書

会計監査人の監査報告 …… 29
監査役会の監査報告 …… 30

証券コード　1799
平成28年６月６日

株　主　各　位

新潟市中央区八千代一丁目４番34号
第一建設工業株式会社
取締役社長　髙木　言芳

第74期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第74期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年６月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成28年６月28日（火曜日）午前10時
２．場　　所　　新潟市中央区八千代一丁目４番34号　　当社本社講堂
３．目的事項
　報告事項　　第74期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
　決議事項
　　第１号議案　剰余金の処分の件
　　第２号議案　定款一部変更の件
　　第３号議案　取締役２名選任の件
　　第４号議案　監査役２名選任の件

以　上

当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.daiichi-kensetsu.co.jp/）に掲載させていただきます。

第１号議案　剰余金の処分の件

第74期の期末配当及びその他剰余金の処分につきましては、株主の皆様への安定した配当の継続を基本とし、当期の業績並びに今後の事業展開に備えた経営基盤の強化を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその金額

当社普通株式１株につき、金26円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、535,264,496円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月29日といたしたいと存じます。

２．その他剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金	2,500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	2,500,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

取締役会の独立性及び実効性の向上を目的として取締役の増員が可能となるよう、現行定款第19条の取締役の員数の上限を２名増員し、10名から12名に変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（員数） 第19条　当会社の取締役は、10名以内とする。	（員数） 第19条　当会社の取締役は、12名以内とする。

第３号議案　取締役２名選任の件

取締役　中山　茂氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。

つきましては、取締役会の独立性及び実効性の向上を図るため、社外取締役として取締役を１名増員し、取締役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本総会において選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	※内山（うちやま）　和之（かずゆき） （昭和30年７月20日生）	平成16年５月　東日本旅客鉄道株式会社東京工事事務所 上信越工事事務所開発調査室長 平成20年６月　同社新潟支社総務部担当部長 平成21年４月　同社東京工事事務所上信越工事事務所次長 平成24年６月　同社東京工事事務所総務課付（当社出向） 当社執行役員鉄道営業推進本部副本部長 平成24年７月　東日本旅客鉄道株式会社退社 平成25年６月　当社執行役員鉄道営業推進本部長 現在に至る
	●所有する当社の株式数	5,100株
2	※吉田（よしだ）　至夫（のりお） （昭和27年６月22日生）	昭和58年11月　株式会社新潟クボタ入社 平成３年11月　同社営業本部営業副本部長 平成６年２月　同社取締役営業本部営業副本部長 平成９年３月　同社常務取締役営業本部長 平成12年３月　同社専務取締役営業本部長 平成14年１月　同社代表取締役社長 現在に至る （重要な兼職の状況） 株式会社新潟クボタ　代表取締役社長
	●所有する当社の株式数	－株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．内山　和之氏は、東日本旅客鉄道株式会社で長年にわたり鉄道事業に関わる業務に従事し、当社では鉄道営業部門の責任者として当社の営業戦略の中心的役割を担ってきました。その豊富な知識と経験を当社の経営に活かすことで取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し選任をお願いするものであります。
４．吉田　至夫氏は、社外取締役候補者であり、これまで株式会社新潟クボタの経営に長年にわたって携わられ、その豊富な知識と経験を活かすことで社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し選任をお願いするものであります。また、同氏の選任についてご承認いただいた場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
５．吉田　至夫氏の選任についてご承認いただいた場合は、同氏と当社の間で、会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を法令に定める額を責任限度額として締結する予定であります。

第４号議案　監査役２名選任の件

監査役　長井　恒雄氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、社外監査役　穴見　徹広氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者　玉川　岳洋氏は、穴見　徹広氏の補欠として選任されますので、その任期は当社定款の定めにより、穴見　徹広氏の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況
1	※中山（なかやま）　茂（しげる） （昭和24年７月15日生）	昭和47年 ４月　当社入社 平成 ９年 ４月　当社経営企画室部長 平成14年 ８月　当社経営企画室長 平成15年 ６月　当社取締役経営企画室長 平成18年 ６月　当社執行役員経営企画室長 平成22年 ６月　当社取締役、常務執行役員管理本部長 平成27年12月　当社取締役、常務執行役員総合企画本部長 現在に至る
	●所有する当社の株式数	23,891株
2	※玉川（たまがわ）　岳洋（たけひろ） （昭和43年７月30日生）	平成17年10月　東日本旅客鉄道株式会社横浜支社 小田原保線技術センター所長 平成20年 ５月　同社鉄道事業本部設備部（企画環境）企画　課長 平成23年 ７月　同社千葉支社総務部（人事）担当課長 平成26年 ６月　同社大宮支社設備部長 現在に至る
	●所有する当社の株式数	－株

（注）１．※印は、新任の監査役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．中山　茂氏は、当社で長年にわたり経営企画部門・経理部門での業務実績があり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、当社取締役として会社経営にも携わり、その豊富な知識と経験を当社の監査に活かすことで監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し選任をお願いするものであります。
４．玉川　岳洋氏は、社外監査役候補者であり、これまで東日本旅客鉄道株式会社で培ってこられた鉄道事業での専門的経験から、その豊富な知識と経験を当社の監査に活かすことで社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し選任をお願いするものであります。なお、東日本旅客鉄道株式会社は、当社の大株主であるとともに当社は同社と工事受注の取引関係があります。
５．中山　茂氏、玉川　岳洋氏の選任についてご承認いただいた場合は、両氏と当社の間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令に定める額を責任限度額として締結する予定であります。
６．中山　茂氏は、現任の取締役ですが、本総会終結の時をもって取締役を退任いたします。

以　上

１．会社の現況に関する事項

⑴ 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融政策等を背景に、一部で弱さがみられるものの、全体としては景気は緩やかな回復基調で推移しました。

建設業界におきましては、公共建設投資は減少傾向にあるものの、民間建設投資は企業収益の改善等により設備投資が比較的堅調に推移しました。

このような状況のなかで当社は、受注目標を達成するために、お客様が満足する提案や成果物を提供し、お客様満足度の向上に取り組んでまいりました。また、利益を確保するために採算性を重視した受注や厳密な原価管理等に取り組んでまいりました。

以上の結果、受注高につきましては、472億３千９百万円（前期比2.8%減）となりました。その内訳につきましては、建設事業の土木工事が313億４千４百万円（前期比9.6%減）、建築工事が135億４百万円（前期比1.9%増）、不動産事業が23億９千万円（前期比270.0%増）であります。建設事業受注高の部門別内訳は、土木工事69.9%、建築工事30.1%であり、発注者別内訳は、鉄道工事77.6%、一般民間工事20.9%、官公庁工事1.5%であります。

売上高につきましては、484億３千７百万円（前期比0.3%減）となりました。その内訳につきましては、建設事業の土木工事が329億６千３百万円（前期比6.9%減）、建築工事が130億８千３百万円（前期比4.5%増）、不動産事業が23億９千万円（前期比270.0%増）であります。建設事業売上高の部門別内訳は、土木工事71.6%、建築工事28.4%であり、発注者別内訳は、鉄道工事75.1%、一般民間工事21.2%、官公庁工事3.7%であります。

次期繰越高につきましては、155億４千万円（前期比7.2%減）で、その内訳は土木工事が63億８千万円（前期比20.2%減）、建築工事が91億６千万円（前期比4.8%増）であります。

利益につきましては、建設事業売上高の減少や販売費及び一般管理費の増加等もあり、営業利益が48億４千９百万円（前期比11.8%減）、経常利益が51億２千９百万円（前期比10.7%減）、当期純利益が33億５千６百万円（前期比6.2%減）となりました。

当期の受注高・売上高・繰越高

（単位：百万円）

区分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	土木工事	7,999	31,344	32,963	6,380
	建築工事	8,739	13,504	13,083	9,160
	計	16,738	44,849	46,047	15,540
不動産事業		－	2,390	2,390	－
合計		16,738	47,239	48,437	15,540

⑵ 設備投資等の状況

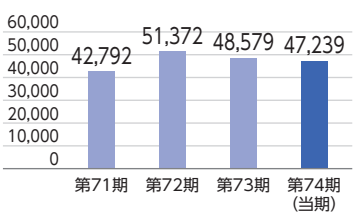
当期中に実施した設備投資の総額は27億７千６百万円であり、このうち主なものは、賃貸用テナントビル及び大型保線用機械の取得であります。

⑶ 財産及び損益の状況の推移

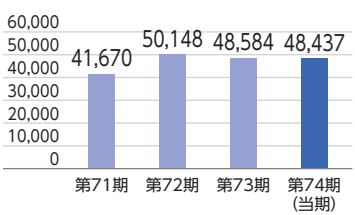
（単位：百万円）

区　　分	第71期 （平成24年度）	第72期 （平成25年度）	第73期 （平成26年度）	第74期（当期） （平成27年度）
受　　注　　高	42,792	51,372	48,579	47,239
売　　上　　高	41,670	50,148	48,584	48,437
当　期　純　利　益	2,571	3,358	3,580	3,356
１株当たり当期純利益（円）	125.09	163.13	173.92	163.05
総　　資　　産	51,738	57,565	60,465	62,429
純　　資　　産	39,522	42,811	46,814	49,945

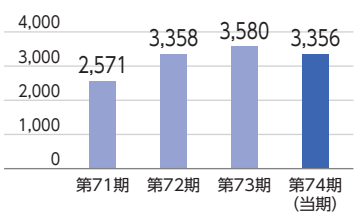
●受注高　（単位：百万円）



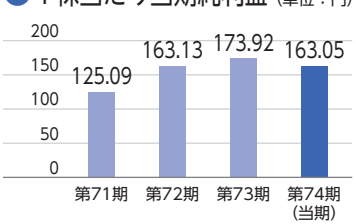
●売上高　（単位：百万円）



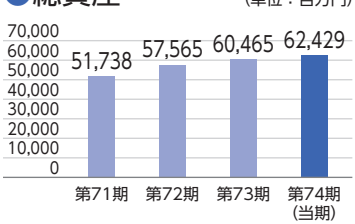
●当期純利益　（単位：百万円）



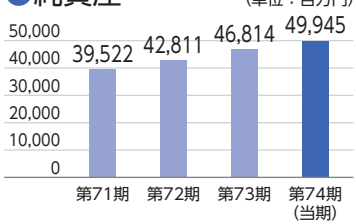
●１株当たり当期純利益（単位：円）



●総資産　（単位：百万円）



●純資産　（単位：百万円）



⑷ 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、雇用・所得環境の改善が続いていることや、企業収益も高水準を維持しているなど、景気は緩やかな回復基調で推移することが予想されますが、その一方で、新興国経済の減速等により我が国経済の先行きにつきましては予断を許さない状況が続くものと思われます。

建設業界におきましては、民間建設投資は引き続き政府の経済政策等により、堅調に推移するものと思われますが、公共建設投資は減少が予想されることや、原材料費の上昇や技術者・労働者不足による労務費の上昇など建設コストが上昇することが予想されるなど受注競争は厳しくなることが見込まれます。

当社といたしましては、こうした状況が見込まれるなか、「変革と現状打破！～挑み続けよう企業風土改革～」を経営スローガンに掲げ、組織的な問題解決力の向上と目標達成に向け、この難局に果敢に立ち向かっていく所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

⑸ 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

親会社はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

⑹ 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

当社は、建設業法により特定建設業者「（特－24）第1948号」として国土交通大臣の許可を受け、土木・建築・軌道並びにこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者「(８)第3248号」として国土交通大臣の免許を受け、不動産の売買、賃貸並びにこれらに関する事業を行っております。

⑺ 主要な営業所（平成28年３月31日現在）

本　　社	新潟市中央区八千代一丁目４番34号
支　　店	新潟支店（新潟市中央区）、東京支店（東京都台東区）、 長野支店（長野市）、秋田支店（秋田市）、仙台支店（仙台市宮城野区）

⑻ 従業員の状況（平成28年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
743名	＋25名	39.7才	12.8年

（注）従業員数には、執行役員12名を含んでおりますが、受入出向者165名は含まれておりません。

⑼ その他会社の現況に関する重要な事項

特に記載すべき重要な事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　51,000,000株
(2) 発行済株式総数　20,858,491株
(3) 株主数　2,163名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
ﾋﾞｰﾋﾞｰｴｲﾁ ﾌｫｰ ﾌｨﾃﾞﾘﾃｨ ﾛｰ ﾌﾟﾗｲｽﾄﾞ ｽﾄｯｸ ﾌｧﾝﾄﾞ（ﾌﾟﾘﾝｼﾊﾟﾙ ｵｰﾙ ｾｸﾀｰ ｻﾌﾞﾎﾟｰﾄﾌｫﾘｵ）	1,879	9.12
東日本旅客鉄道株式会社	1,580	7.67
旭調査設計株式会社	1,434	6.96
第一建設工業社員持株会	1,185	5.75
株式会社第四銀行	1,016	4.93
株式会社北陸銀行	982	4.77
株式会社秋田銀行	615	2.99
東鉄工業株式会社	511	2.48
第一建設工業互助会	463	2.25
名工建設株式会社	437	2.12

（注）１．持株比率は自己株式（271,395株）を控除して計算しております。
２．エフエムアール　エルエルシーが、当社の株式を2,253千株（10.80%）保有している旨の大量保有報告書が平成25年９月11日（報告義務発生日　平成25年９月５日）にフィデリティ投信株式会社より関東財務局長宛てに提出されておりますが、平成28年３月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めておりません。

3．会社役員に関する事項

⑴ 取締役及び監査役の氏名等（平成28年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	髙木言芳	執行役員社長
取締役	池田俊夫	常務執行役員　線路本部長
取締役	中山茂	常務執行役員　総合企画本部長
取締役	小池吉博	常務執行役員　新潟支店長
取締役	佐藤勇樹	常務執行役員　土木本部長
取締役	萬歳隆志	常務執行役員　安全本部長
取締役	渡部和彦	常務執行役員　社員・業務サポート本部長
取締役	中川昌弥	東日本旅客鉄道株式会社　新潟支社設備部長
常勤監査役	長井恒雄	
監査役	田宮武文	弁護士
監査役	監物仁	
監査役	穴見徹広	東日本旅客鉄道株式会社 鉄道事業本部設備部（保線）次長

（注）１．平成27年６月26日開催の第73期定時株主総会終結の時をもって、取締役の牧野　良弘氏は、任期満了により退任しました。
２．平成27年６月26日開催の第73期定時株主総会において、取締役に中川　昌弥氏が、新たに選任され就任しました。
３．取締役の中川　昌弥氏は、社外取締役であります。
４．監査役の田宮　武文、監物　仁、穴見　徹広の各氏は、社外監査役であります。
５．監査役の田宮　武文氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、同氏は、上場証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
６．当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
７．平成27年12月１日付で取締役の担当を以下のとおり変更しております。
・取締役の中山　茂氏は、常務執行役員 管理本部長から常務執行役員 総合企画本部長に就任しました。
・取締役の渡部　和彦氏は、常務執行役員 管理本部副本部長から常務執行役員 社員・業務サポート本部長に就任しました。

⑵ 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	人数	支給額
取締役	９名	177,548千円
監査役	４名	23,301千円
合計 （うち社外役員）	13名 （５名）	200,849千円 （9,342千円）

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、平成18年６月29日開催の第64期定時株主総会において年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、平成18年６月29日開催の第64期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。
４．上記報酬等の額には当事業年度に係る役員賞与引当金として費用処理した26,025千円（取締役26,025千円）を含んでおります。

⑶ 社外役員に関する事項

①他の法人等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役の中川　昌弥及び社外監査役の穴見　徹広の両氏は、東日本旅客鉄道株式会社の社員であり、同社は当社の大株主であるとともに当社は同社と工事受注の取引関係があります。

②当事業年度における活動状況

	主な活動状況
取締役　中川　昌弥	取締役就任以降開催の取締役会10回のうち７回に出席し、主として鉄道事業の専門的経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から、必要かつ適切な発言を適宜行っております。
監査役　田宮　武文	当事業年度開催の取締役会15回のうち13回に、また、監査役会12回のうち11回に出席し、主として弁護士としての専門的見地から、その豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から、経営の意思決定の妥当性、適正性を確保するために必要かつ適切な発言を適宜行っております。
監査役　監物　仁	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に、また、監査役会12回のうち12回に出席しているほか、その他重要な会議に出席し、主としてコンプライアンスの立場から、その豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から、経営の意思決定の妥当性、適正性を確保するために必要かつ適切な発言を適宜行っております。
監査役　穴見　徹広	当事業年度開催の取締役会15回のうち９回に、また、監査役会12回のうち７回に出席し、主として鉄道事業の専門的経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から、経営の意思決定の妥当性、適正性を確保するために必要かつ適切な発言を適宜行っております。

4．会計監査人の状況

⑴ 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

⑵ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画、監査体制、監査日数と監査報酬の推移、品質管理体制、監査実施状況等を検証し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

⑶ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑷ 会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分の内容の概要

①処分の対象者

新日本有限責任監査法人

②処分の内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止　３カ月

（平成28年１月１日から平成28年３月31日まで）

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

③処分理由

・社員の過失による虚偽証明

・監査法人の運営が著しく不当

5．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は取締役会において上記体制につき、次のとおりに決議いたしました。

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．内部統制室は、定款及び社内規則に準拠して適正に職務が遂行されているか、定期的に監査を行う。

ロ．倫理・法令遵守委員会は、倫理・法令遵守に関するマニュアルを整備し、経営幹部及び社員に対してコンプライアンスについて社内研修を実施し、その確認により周知徹底を図る。

ハ．反社会的勢力に対して経済的な利益供与を行わないことを企業倫理規則に定め、運用のための社内体制を整備し徹底する。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行にあたり重要な文書及び情報について、当社の規則に従い適切に保存及び管理を行う。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．リスク管理に関する体制を整備するため、リスク管理に係る規則の制定及び社員研修を行う。

ロ．危機管理委員会は、会社の事業運営、社会的信用、人命、財産等に重大な影響を及ぼす可能性のある事態が発生した場合に、情報の収集、一元管理及び体制整備の初期体制を迅速に構築する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、取締役会及び経営会議を一定のサイクルで開催し、各取締役は役割分担によって相互牽制を図りながら、適宜、経営戦略の見直しを行う。

⑤　当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ．関係会社管理規則に基づき子会社管理の担当部署を置き、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。

ロ．担当部署は、子会社の営業成績や重要事項について、定期的に報告を受ける。

ハ．担当部署は、子会社に重大なリスクが発生した場合は速やかに報告を受ける体制を整備する。

ニ．担当部署は、子会社と関係会社連絡会議を開催し、経営状況の把握や意思の疎通を図る。

ホ．子会社に対して、内部統制室による監査を実施する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ．監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合は、必要に応じ監査役付担当者を選任する。

ロ．監査役付担当者が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役から指示を受けたときには、その業務を優先して従事するものとする。

⑦　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

上記監査役付担当者の処遇及び評価については、事前に監査役と協議する。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．当社グループの取締役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は、会社に損害を及ぼす事実及び法令、定款違反が発生したときは、速やかに監査役に報告する。

ロ．危機管理委員会、倫理・法令遵守委員会及び賞罰委員会等の活動状況を速やかに報告する。

ハ．重要な事項の稟議書は決裁後、速やかに供覧する。

ニ．監査役に報告をした者は、その報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないものとする。

⑨　監査役の職務の執行について生ずる費用又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項

監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の整備の状況、監査上の重要課題について意見を交換する。

ロ．監査役は、会計監査人及び内部統制室と適宜、情報交換を行い会社業務の適法性の確認を行う。

⑵取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・内部統制室は、年間監査計画を作成し、内部統制監査・業務監査を実施しています。
・倫理・法令遵守マニュアルを作成し、社内研修を実施しています。
・企業倫理規則を定め、協力会社との契約約款に反社会的勢力排除条項を設けています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・文書取扱規則を定め、重要な文書は、適切に保存管理を行っています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・リスク管理規則を定め、社内研修を実施しています。
・危機管理委員会を設置し、会社の事業運営等に重大な影響を及ぼす恐れのある事態について、情報収集等を行っています。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会規則を定め、月１回を目処に取締役会を開催するとともに、取締役会決議事項以外の事項については、月２回を目処に経営会議を開催しています。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

・関係会社管理規則を定めるとともに、子会社の管理担当部署として、経営企画部を指定しています。
・経営企画部は、関係会社連絡会議を開催し、経営状況や事業運営に重大な影響を及ぼす恐れのある事項は、報告を求めています。
・当社、内部統制室は、年１回以上、子会社の業務監査を実施しています。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・内部統制室長を監査役付担当者として選任しています。
・監査役付担当者は、監査役から指示を受けた場合は、当該業務を優先しています。

⑦　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査役付担当者の処遇及び評価等は、事前に監査役と協議しています。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

・危機管理委員会、倫理・法令遵守委員会、賞罰委員会等を開催し、監査役にその結果を報告しています。
・重要な事項の稟議書は、監査役に供覧しています。
・監査役に報告したことを理由に、不利益な扱いをしない旨を取締役会で決議しています。

⑨　監査役の職務の執行について生ずる費用又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項

・監査役の職務執行に生ずる費用等は、速やかに処理しています。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は、代表取締役と適宜意見交換を行っています。
・監査役は、会計監査人や内部統制室が行う監査に立ち会う等により、適宜情報交換を行っています。

本事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

貸借対照表（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	40,114,581
現金預金	9,777,470
受取手形	116,752
完成工事未収入金	18,456,269
有価証券	10,151,660
販売用不動産	58,266
未成工事支出金	228,956
繰延税金資産	305,761
未収入金	97,823
その他	923,561
貸倒引当金	△1,940
固定資産	22,314,555
有形固定資産	12,417,787
建物・構築物	3,586,140
機械・運搬具	4,945,289
工具器具・備品	80,535
土地	3,781,389
リース資産	15,965
建設仮勘定	8,466
無形固定資産	81,069
投資その他の資産	9,815,699
投資有価証券	9,584,361
関係会社株式	35,771
長期前払費用	2,551
その他	194,115
貸倒引当金	△1,100
資産合計	62,429,137

科目	金額
負債の部	
流動負債	10,301,568
支払手形	2,454,687
工事未払金	4,418,440
リース債務	9,398
未払金	180,137
未払費用	991,636
未払法人税等	1,115,843
未成工事受入金	384,368
完成工事補償引当金	74,370
役員賞与引当金	26,025
その他	646,660
固定負債	2,181,653
リース債務	7,365
繰延税金負債	350,884
退職給付引当金	1,272,299
資産除去債務	60,693
その他	490,410
負債合計	12,483,222
純資産の部	
株主資本	47,040,978
資本金	3,302,375
資本剰余金	3,338,395
資本準備金	3,338,395
利益剰余金	40,592,815
利益準備金	321,293
その他利益剰余金	40,271,521
買換資産圧縮積立金	152,166
別途積立金	35,510,000
繰越利益剰余金	4,609,355
自己株式	△192,608
評価・換算差額等	2,904,936
その他有価証券評価差額金	2,904,936
純資産合計	49,945,915
負債・純資産合計	62,429,137

損益計算書（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		
完成工事高	46,047,284	
不動産事業売上高	2,390,361	48,437,645
売上原価		
完成工事原価	38,798,605	
不動産事業売上原価	1,981,717	40,780,322
売上総利益		
完成工事総利益	7,248,678	
不動産事業総利益	408,644	7,657,323
販売費及び一般管理費		2,808,210
営業利益		4,849,112
営業外収益		
受取利息及び配当金	164,693	
受取保険金	97,410	
その他	28,059	290,164
営業外費用		
投資有価証券売却損	8,196	
投資有価証券評価損	1,600	9,796
経常利益		5,129,480
特別利益		－
特別損失		
固定資産売却損	17,860	
固定資産除却損	19,422	37,283
税引前当期純利益		5,092,197
法人税、住民税及び事業税	1,695,000	
法人税等調整額	40,306	1,735,306
当期純利益		3,356,890

株主資本等変動計算書（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					買換資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	3,302,375	3,338,395	3,338,395	321,293	148,824	32,510,000	4,749,900	37,730,018	△192,422	44,178,367
当期変動額										
剰余金の配当							△494,094	△494,094		△494,094
当期純利益							3,356,890	3,356,890		3,356,890
買換資産圧縮積立金の積立					3,505		△3,505	–		–
買換資産圧縮積立金の取崩					△163		163	–		–
別途積立金の積立						3,000,000	△3,000,000	–		–
自己株式の取得									△186	△186
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	–	–	–	–	3,341	3,000,000	△140,545	2,862,796	△186	2,862,610
当期末残高	3,302,375	3,338,395	3,338,395	321,293	152,166	35,510,000	4,609,355	40,592,815	△192,608	47,040,978

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,636,489	2,636,489	46,814,857
当期変動額			
剰余金の配当			△494,094
当期純利益			3,356,890
買換資産圧縮積立金の積立			–
買換資産圧縮積立金の取崩			–
別途積立金の積立			–
自己株式の取得			△186
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	268,447	268,447	268,447
当期変動額合計	268,447	268,447	3,131,057
当期末残高	2,904,936	2,904,936	49,945,915

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

イ．子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．その他有価証券

・　時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・　時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

②　棚卸資産の評価基準及び評価方法

イ．販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ロ．未成工事支出金

個別法による原価法を採用しております。

ハ．材料貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物・構築物	15年～50年
機械	６年
運搬具・工具器具・備品	５年～10年

②　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②　完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、過去の実績をもとにした補償見積額を計上しております。

③　役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

④　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（４年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑷　収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ．当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

ロ．その他の工事

工事完成基準

⑸　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

⑴　投資その他の資産から直接控除した貸倒引当金

その他　120千円

「その他」中の直接控除した貸倒引当金は、破産更生債権等であります。

⑵　有形固定資産の減価償却累計額　15,116,301千円

⑶　関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権　1,784千円

関係会社に対する短期金銭債務　99,521千円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高　7,921千円

仕入高　728,592千円

販売費及び一般管理費　11,185千円

営業取引以外の取引による取引高　46,916千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

①　当事業年度末における発行済株式数

普通株式　20,858,491株

②　当事業年度末における自己株式数

普通株式　271,395株

⑵　配当に関する事項

①　配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
平成27年6月26日定時株主総会	普通株式	494,094	24	平成27年3月31日	平成27年6月29日

②　基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

平成28年6月28日開催の第74期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
平成28年6月28日定時株主総会	普通株式	535,264	利益剰余金	26	平成28年3月31日	平成28年6月29日

5．税効果会計に関する注記

⑴　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

①　繰延税金資産

退職給付引当金、減損損失、未払賞与、減価償却超過額等が主な発生の原因であります。

②　繰延税金負債

その他有価証券評価差額金が主な発生の原因であります。

⑵　法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.1％から平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.7％に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.5％となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は4,705千円減少し、法人税等調整額が62,169千円、その他有価証券評価差額金が66,875千円、それぞれ増加しております。

6．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

当社は、土木・建築の工事請負を主な事業としておりますが、これらの事業から生じる一時的な余裕資金については、主に流動性が高く且つ安全性が高い金融商品で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び完成工事未収入金に係るリスク管理は、当社の受注管理を定めた社内規程に従い、取引先毎の信用状況を審査の上受注し、リスク軽減を図っております。

また、有価証券及び投資有価証券は、主に譲渡性預金、金銭信託、株式、債券、投資信託等であり、一時的な余裕資金運用並びに純投資及び事業推進目的で保有しております。運用管理は、取引権限を定めた社内規程に基づき行うと共に、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握する体制をとっております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日（当事業年度末）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません。（（注）２．参照）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴　現金預金	9,777,470	9,777,470	－
⑵　受取手形	116,752	116,752	－
⑶　完成工事未収入金	18,456,269	18,456,269	－
⑷　有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	19,438,569	19,438,569	－
資産計	47,789,061	47,789,061	－
⑴　支払手形及び営業外支払手形	2,485,165	2,485,165	－
⑵　工事未払金	4,418,440	4,418,440	－
負債計	6,903,605	6,903,605	－

（注）１．金融商品の時価の算定方法

資　産

⑴　現金預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵　受取手形、⑶　完成工事未収入金

これらは、短期間で決済されるものが大部分であり、時価は帳簿価額に近似しているものと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

⑷　有価証券及び投資有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっており、投資信託は公表されている基準価格によっております。また、譲渡性預金及び金銭信託については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負　債

⑴　支払手形及び営業外支払手形、⑵　工事未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額297,452千円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑷　有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

7．賃貸等不動産に関する注記

⑴　賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、新潟県やその他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸商業施設や賃貸住宅（土地を含む。）を所有しております。

⑵　賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：千円）

貸借対照表計上額	時　　価
5,458,024	5,715,386

（注）１．貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

２．当期末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価額を利用し算定した金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。ただし、直近の評価時点から一定の評価額や適切に反映していると考えられる指標に重要な変化が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

8．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　　2,426円07銭

⑵　１株当たり当期純利益　　163円05銭

9．その他の注記

記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年５月９日

第一建設工業株式会社
取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　塚　田　一　誠　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　清　水　栄　一　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、第一建設工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準等に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部統制室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、支店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について、検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月11日

第一建設工業株式会社　監査役会

常勤監査役　長　井　恒　雄　㊞
社外監査役　田　宮　武　文　㊞
社外監査役　監　物　　仁　㊞
社外監査役　穴　見　徹　広　㊞

以　上

メ　モ

メ　モ

メ　モ

表紙写真「バラストレギュレータ」のご紹介

バラストレギュレータは、線路の道床バラストのつき固め作業を行うマルチプルタイタンパの相棒ともいえる機械です。つき固め作業により散乱した道床バラストの整理を一晩に1,000m以上行うことができます。当社ではこのような機械を９台所有しており、列車の安全と快適な乗り心地を維持するために、日夜補修を行っております。



仕様

製造：プラッサー＆トイラー社製

形式：KSP-2002E

全長：15.50m

全高：　4.00m

全幅：　2.96m

自重：45.60 t

株主総会会場ご案内図

会　場
当社本社講堂

新潟市中央区八千代一丁目4番34号
電話　025－241－8111（代表）



交通案内・JR「新潟駅」より徒歩約15分

VEGETABLE OIL INK
FSC www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080
UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。